

証券コード4555
平成29年6月5日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号

沢井製薬株式会社

代表取締役社長 澤 井 光 郎

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、40頁から41頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、郵送又はインターネット等により、平成29年6月26日（月曜日）午後5時20分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
当社本社・研究所10階ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
1. 当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sawai.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - (1)連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - (2)計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 2. 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sawai.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）におけるわが国経済は、政府・日銀による各種政策効果もあり、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、個人消費の伸び悩み、中国をはじめとするアジア新興国経済の減速、米国新政権の政策変更等の影響もあり、先行きへの不透明感が高まりました。

ジェネリック医薬品業界におきましては、平成27年6月末に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015（以下、骨太の方針2015）」において、ジェネリック医薬品の数量シェア目標として、「平成29年央に70%以上とするとともに平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」ことが掲げられたことを受け、平成28年4月には、保険薬局における「後発医薬品調剤体制加算」とDPC制度（DPC/PDPS）における「後発医薬品指数」の要件見直し、医療機関における「後発医薬品使用体制加算」の指標見直しに加え、院内処方を行う診療所における「後発医薬品使用体制」に関する評価の新設（外来後発医薬品使用体制加算）、一般名処方の一層の推進等のジェネリック使用促進策を含む診療報酬改定が実施されたことから、薬局市場のみならず、病院市場や診療所市場においてもジェネリック医薬品の需要が伸長しました。

しかしながら、その一方で、既掲載ジェネリック医薬品の薬価が3つに集約された影響、新規掲載ジェネリック医薬品の薬価のさらなる引き下げ、大型品目を中心とした相次ぐAG（オーソライズドジェネリック）の登場等が相まって、当期の収益環境は一段と厳しいものとなりました。

また、医療機関における多剤処方の減薬指導などによって医薬品市場全体の伸びが鈍化していることに加え、市場におけるジェネリック医薬品の数量シェアが「平成29年央に70%以上」とする中間目標値に近づきつつあること等が重なり、ジェネリック医薬品の数量の伸びは当初の想定より鈍化してきています。

このような厳しい環境におきましても、当社グループは、「なによりも患者さんのために」の企業理念のもと、中期経営計画「M1 TRUST 2018（以下、中計）」に掲げた各施策の実現に取り組んでまいりましたが、「骨太の方針2015」の中で新たな数量シェア目標が打ち出されたことを受けて、今後の市場予測の修正とそれに伴う設備投資計画の一部前倒し、並びに米国市場向けの製品開発スケジュール早期化に伴う研究開発投資計画の見直し等が生じたことから、中計を修正し、その概要を8月に発表しました。

生産・供給体制面においては、設備投資計画の一部前倒しに加え、今後の安定供給体制をより確かなものとするため、7月より全国6工場の主に製剤・包装等の業務を担う有期雇用社員約700名を、勤務地と業務を限定した新しい無期雇用社員（名称：工場正社員）へ転換するとともに、工場正社員の新規採用を拡大することとしました。工場の主戦力である有期雇用社員の無期雇用化を推進し、社員が長く活躍できる雇用環境を提供することで、より高度な知識と技術を持つ優秀な人材の確保と人材育成を行ってまいります。また、9月に製剤を中心とする三田工場の近隣に、新たに包装専用の三田西工場が竣工したことで、全国7つの工場それぞれの特徴を活かした最適な製造工程の選択による生産効率のアップと生産能力の拡大が可能となりました。

製品開発・販売面においては、6月に『オランザピン細粒1%「サワイ」』を含む5成分9品目の新製品を発売、9月には『エスエーワン®配合OD錠T20 / 配合OD錠T25』の販売、また、12月には『ボセリタン錠62.5mg「サワイ」』を含む6成分9品目の新製品を発売しました。

海外事業においては、米国市場向け製品の研究開発に注力しており、米国市場向け2品目目となる選択的β3アドレナリン受容体作動性過活動膀胱治療剤ミラベグロン錠を米国食品医薬品局（FDA）に申請し、9月に受理されました。また、既に申請済みのピタバスタチン錠において、日本のジェネリック専門メーカーとして初のパラグラフⅣによる医薬品簡略承認申請（ANDA）の承認を2月に取得しました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は132,428百万円（前期比7.2%増）、営業利益が20,633百万円（同11.0%減）、経常利益が20,557百万円（同10.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が15,914百万円（同7.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は13,978百万円であり、平成28年9月に竣工した三田西工場を含めた国内7工場における生産設備の増強、並びに研究開発関係の設備増強を行っております。

(3) 資金調達の状況

当社は機動的かつ安定的な運転資金の調達のため、取引銀行5行との間に平成30年3月を期限とする16,000百万円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において、貸出コミットメントラインに係る借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループの現状認識

平成27年6月末に、ジェネリック医薬品の数量シェア目標を「平成29年央に70%以上とするとともに平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」ことが掲げられた「骨太の方針2015」が閣議決定されました。また、この目標の実現に向け、ジェネリック医薬品の使用加速化のための諸施策を講じることが、厚生労働省から平成27年9月に公表された「医薬品産業強化総合戦略」の中に明記され、「ジェネリック医薬品80%時代」に向けて大幅な生産能力の増強に早急に取り組むことが求められることとなりました。ジェネリック医薬品企業には、安定供給体制、品質に対する信頼性の確保及び情報収集・提供体制の整備・強化等が求められており、効率的な医療の実現に貢献する企業として、これらの要請に応えていくことが当社として果たすべき社会的責任であると認識しております。

ジェネリック医薬品の使用促進が図られる一方で、平成28年度診療報酬改定の一環として、新規収載ジェネリック医薬品の薬価については、先発品の100分の50を乗じた額（内用薬については、銘柄数が10を超える場合は100分の40を乗じた額）とされ、既収載ジェネリック医薬品の薬価については前回の改定で導入された最高価格を基準とした3価格帯が維持されたものの、他社動向の影響を少なからず受けるため、各社の競争条件及び経営戦略は大きな影響を受けることとなりました。さらには、平成28年12月に「薬価制度の抜本改革に向けた方針」が公表され、国民皆保険の持続性や国民負担の軽減といった観点から、毎年薬価改定やジェネリック医薬品企業の市場での競争促進を含む様々な方策について検討が進められることとなりました。

このような経営環境の中で当社グループは、ジェネリック医薬品業界のリーディングカンパニーとして、いち早く新しいジェネリック医薬品を開発・上市するとともに、品質・安定供給・情報提供においてトップレベルの水準を維持し続けることにより、ブランド価値を比類のないものに高めることが競争に打ち勝つために不可欠との判断の下、その達成のために次の②にあげた7点が最重要課題であると認識しております。

② 当面の対処すべき課題及び具体的取組状況等

[1] 高付加価値ジェネリック医薬品のいち早い開発と確実な上市

競合が多いジェネリック医薬品業界において競争に打ち勝つためには、他社品目との差別化が重要であり、また、特許切れ後に一番手で上市することが患者さんのニーズに応えることにもなります。特許・技術・コスト・効率化等の諸課題に挑戦し、高付加価値ジェネリック医薬品の開発と確実な一番手上市を目指してまいります。

[2] 安定供給の維持・確保

治療を必要とする患者さんの元に高品質な医薬品を安定的に供給することは、医薬品メーカーにとって最も重要な使命の一つです。世界中から高品質な原材料の確保、適宜適切かつ継続的な設備投資、厳格な基準による製造管理・品質管理を行うとともに、的確な需要予測と適正在庫の確保を行うことを通じて、安定供給の維持・向上を図り、ジェネリック医薬品の需要増に対応してまいります。また、災害時にも安定供給を維持できるよう策定したBCP（事業継続計画）に基づき、原材料の複数ソース化、生産機械の共通化、代替要員の確保、人材の多能職化並びに工場間の人材交流及び技術の標準化等に取り組んでまいります。

[3] 信頼性の向上

厚生労働省が公表した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に対応した品質確保、市販後安全対策への対応は当然のことです。更なる信頼性向上を目指し、より高いレベルに設定した自主品質基準の遵守、国内及び海外の製造工場の査察、医薬品リスク管理への対応、並びに医薬品医療機器等法等の遵守体制の強化を図ってまいります。

[4] 情報提供の充実

医薬品は、正確な情報を伴ってはじめて患者さんの治療目的が達成されるものであります。MRの活動のみならず、ウェブやコールセンターが融合したマルチプロモーションシステムの構築による情報提供力の充実・強化を図ります。正確な効能・効果、用法・用量、副作用、品質や付加価値といった医薬品情報のほか有用な情報を医療関係者に迅速かつ確実に提供し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

[5] マーケティング機能の充実

競争優位を確立するためには、マーケット分析に基づいた的確な開発品目の選定、ターゲティングの明確化によるMRの生産性の向上が不可欠であります。マーケティング機能の充実と薬価改定等による競争環境の変化を踏まえた営業戦略の見直しを図ってまいります。

[6] 企業体質・経営管理の強化

企業理念の浸透、コンプライアンス委員会の活動強化、リスク管理の充実、内部統制の整備・拡充といったコーポレート・ガバナンスの強化とCSR（企業の社会的な責任）への取組みを図ってまいります。また、環境変化に的確に対応できるよう意思決定や事業展開のスピードを追求するとともに、コスト削減や業務の効率化、業容拡大に伴う経営基盤の整備・強化、会社の成長を支える人財の育成、ダイバーシティへの取組みといった企業体質及び経営管理の強化に取り組んでまいります。

[7] 新規事業基盤の構築

当社グループが中長期ビジョン達成を目指すにあたり、また、将来に亘って持続的成長を遂げていくためには、既存のジェネリック医薬品事業以外の新規領域への展開をも図っていく必要があります。事業採算性のほか関連法令・政治経済情勢を含め十分な調査を行いつつ、海外事業をはじめとする新規領域の事業基盤の構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 売上高の明細

当連結会計年度の売上高の明細を薬効分類別に示すと次のとおりであります。

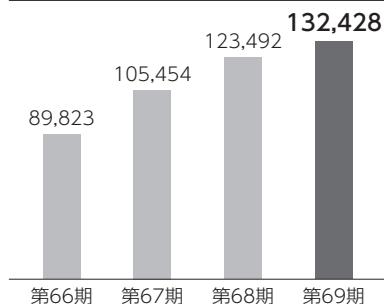
薬効名称	金額	構成比
循環器用薬	37,167百万円	28.1%
消化器用薬	21,787	16.5
血液・体液用薬	14,363	10.8
その他の代謝性医薬品	9,421	7.1
中枢神経系用薬	9,012	6.8
抗生物質製剤	8,928	6.7
アレルギー用薬	4,522	3.4
呼吸器用薬	4,051	3.1
泌尿生殖器及び肛門用薬	3,226	2.4
その他	19,947	15.1
合計	132,428	100.0

(6) 財産及び損益の状況の推移

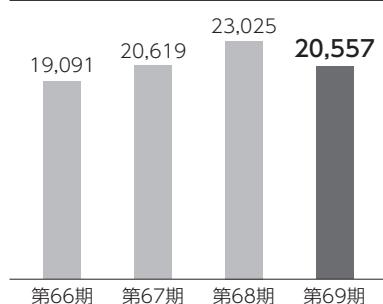
区 分	第66期	第67期	第68期	第69期
	(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	(当連結会計年度) (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
売上高(百万円)	89,823	105,454	123,492	132,428
経常利益(百万円)	19,091	20,619	23,025	20,557
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	12,192	14,053	17,155	15,914
1株当たり 当期純利益 (円)	365.18	382.26	465.57	431.65
総資産(百万円)	149,348	166,179	206,492	221,538
純資産(百万円)	101,302	112,398	125,720	137,600
1株当たり純資産 (円)	2,755.29	3,053.29	3,405.20	3,722.90

(注) 平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。これに伴い、第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

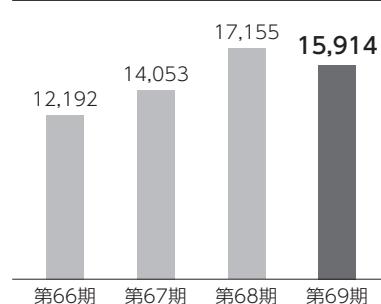
● 売上高 (百万円)



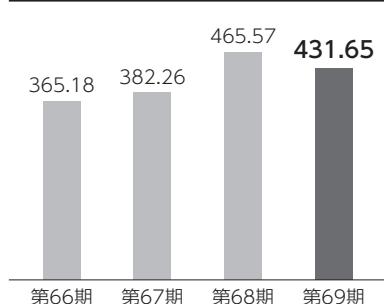
● 経常利益 (百万円)



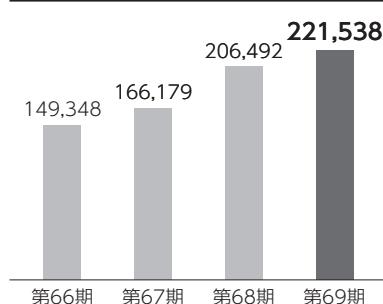
● 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



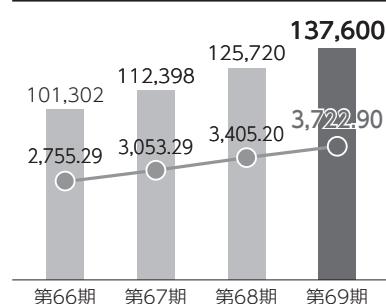
● 1株当たり当期純利益 (円)



● 総資産 (百万円)



● 純資産 (百万円) ● 1株当たり純資産額 (円)



(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
メディサ新薬株式会社	91百万円	100%	医薬品販売業
化研生薬株式会社	51百万円	100%	医薬品製造業

(8) 主要な事業内容

医療用医薬品の製造及び販売

(9) 主要な事業所

区 分	事業所名	所在地
統 括 営 業	本社 札幌支店 仙台支店 北関東支店 東京第一支店 東京第二支店 名古屋支店 大阪支店 広島支店 福岡支店 長野営業所 東京西営業所 横浜営業所 厚木営業所 千葉営業所 静岡営業所 京都営業所 神戸営業所 北陸営業所 高松営業所 岡山営業所 熊本営業所	大阪市淀川区 札幌市北区 仙台市宮城野区 群馬県高崎市 東京都千代田区 さいたま市中央区 名古屋市昭和区 大阪市旭区 広島市中区 福岡市博多区 長野県松本市 東京都立川市 横浜市港北区 神奈川県厚木市 千葉市美浜区 静岡市葵区 京都市南区 神戸市中央区 石川県金沢市 香川県高松市 岡山市北区 熊本市東区
生 産	鹿島工場 関東工場 大阪工場 三田工場 三田西工場 九州工場 第二九州工場	茨城県神栖市 千葉県茂原市 大阪市旭区 兵庫県三田市 兵庫県三田市 福岡県飯塚市 福岡県飯塚市
研 究 開 発	研究所 開発センター	大阪市淀川区 大阪府吹田市

(注) 平成28年9月30日 三田西工場を兵庫県三田市に建設し、竣工いたしました。

(10) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,502名	1,012名増	37.1歳	6.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。
 2. 当社グループは、平成28年7月1日付で全国6工場にて主に製剤・包装等の業務を担う有期雇用社員を対象に、勤務地と業務を限定した新しい無期雇用社員（名称：工場正社員）へ転換を実施しております。これを主な理由として、当連結会計年度において使用人数が1,012名増加（前連結会計年度末比67.9%増）し、2,502名となっております。

(11) 主な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,037百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,714
株式会社みずほ銀行	625
日本生命保険相互会社	423
株式会社りそな銀行	357
三井住友信託銀行株式会社	357
株式会社日本政策投資銀行	350

- (注) 当社においては、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントラインに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントライン総額 16,000百万円
 借入実行残高 一百万円
 差引額 16,000百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年4月20日に米国のジェネリック医薬品メーカーであるUpsher-Smith Laboratories, Inc.（本社：米国ミネソタ州）の全持分を新たに設立した当社の米国子会社を通じてACOVA, Inc.より取得することを決定し、売買契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 36,868,416株

(注) 自己株式 1,299,572株を除いております。

(2) 株 主 数 14,607名

(3) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,007,900株	5.44%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,389,900	3.76
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,296,944	3.51
サ ワ ケ ン 株 式 会 社	994,000	2.69
澤 井 光 郎	948,200	2.57
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	939,400	2.54
澤 井 健 造	854,000	2.31
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク 133522	757,747	2.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	653,200	1.77
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	650,000	1.76

(注) 当社は、自己株式1,299,572株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成25年6月25日開催の第65回定時株主総会決議に基づいて同日開催の当社取締役会において決議された新株予約権

①新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり979,000円（1株あたり4,895円）			
②新株予約権の行使価額	株式1株あたり1円			
③新株予約権の行使条件	イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。			
	ロ. その他新株予約権の行使条件は、平成25年6月25日開催の取締役会において決議された。			
④新株予約権の行使期間	平成25年7月11日から平成55年7月10日までとする。			
⑤当社役員の保有状況 (平成29年3月31日現在)		新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
	取締役 (社外取締役除く)	23個	普通株式 4,600株	6名
	社外取締役	一個	普通株式 一株	一名
	監査役	一個	普通株式 一株	一名

(注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施したため、新株予約権の1株あたり払込金額、目的となる株式の数が調整されております。

平成26年7月24日開催の当社取締役会において決議された新株予約権

①新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり911,000円（1株あたり4,555円）			
②新株予約権の行使価額	株式1株あたり1円			
③新株予約権の行使条件	イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。			
	ロ. その他新株予約権の行使条件は、平成26年7月24日開催の取締役会において決議された。			
④新株予約権の行使期間	平成26年8月12日から平成56年8月11日までとする。			
⑤当社役員の保有状況 (平成29年3月31日現在)		新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
	取締役 (社外取締役除く)	18個	普通株式 3,600株	6名
	社外取締役	一個	普通株式 一株	一名
	監査役	一個	普通株式 一株	一名

平成27年6月25日開催の当社取締役会において決議された新株予約権

①新株予約権の払込金額	新株予約権 1個あたり1,098,200円（1株あたり5,491円）			
②新株予約権の行使価額	株式 1株あたり 1円			
③新株予約権の行使条件	イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員 のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。			
	ロ. その他新株予約権の行使条件は、平成27年6月25日開催の取締役会において 決議された。			
④新株予約権の行使期間	平成27年7月11日から平成57年7月10日までとする。			
⑤当社役員の保有状況 (平成29年3月31日現在)		新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
	取締役 (社外取締役除く)	18個	普通株式 3,600株	6名
	社外取締役	一個	普通株式 一株	一名
	監査役	一個	普通株式 一株	一名

平成27年6月25日開催の第67回定時株主総会決議に基づいて同日開催の当社取締役会において決議された新株予約権

①新株予約権の払込金額	金銭の払い込みを要しないものとする。			
②新株予約権の行使価額	株式 1株あたり 7,800円			
③新株予約権の行使条件	イ. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員 の地位にあることを要する。			
	ロ. 取締役若しくは執行役員が任期満了により退任した場合、又は、従業員が定 年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な 理由があると認めた場合はこの限りでない。			
④新株予約権の行使期間	平成29年8月8日から平成33年8月31日までとする。			
⑤当社役員の保有状況 (平成29年3月31日現在)		新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
	取締役 (社外取締役除く)	150個	普通株式 15,000株	3名
	社外取締役	一個	普通株式 一株	一名
	監査役	一個	普通株式 一株	一名

平成28年6月24日開催の当社取締役会において決議された新株予約権

①新株予約権の払込金額	新株予約権 1個あたり1,265,600円（1株あたり6,328円）			
②新株予約権の行使価額	株式 1株あたり 1円			
③新株予約権の行使条件	イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。			
	ロ. その他新株予約権の行使条件は、平成28年6月24日開催の取締役会において決議された。			
④新株予約権の行使期間	平成28年7月13日から平成58年7月12日までとする。			
⑤当社役員の保有状況 (平成29年3月31日現在)		新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
	取締役 (社外取締役除く)	14個	普通株式 2,800株	6名
	社外取締役	一個	普通株式 一株	一名
	監査役	一個	普通株式 一株	一名

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成28年6月24日開催の当社取締役会において決議された新株予約権

①新株予約権の払込金額	新株予約権 1個あたり1,265,600円（1株あたり6,328円）			
②新株予約権の行使価額	株式 1株あたり 1円			
③新株予約権の行使条件	イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。			
	ロ. その他新株予約権の行使条件は、平成28年6月24日開催の取締役会において決議された。			
④新株予約権の行使期間	平成28年7月13日から平成58年7月12日までとする。			
⑤使用人等への交付状況		新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
	執行役員	14個	普通株式 2,800株	11名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	澤 井 弘 行	
代表取締役社長	澤 井 光 郎	
取 締 役	岩 佐 孝	常務執行役員営業本部長
取 締 役	小 玉 稔	常務執行役員管理本部長兼 営業本部副本部長兼 メディサ新薬株式会社取締役 化研生薬株式会社取締役
取 締 役	澤 井 健 造	常務執行役員戦略企画部長兼 営業本部副本部長
取 締 役	徳 山 慎 一	常務執行役員研究開発本部長兼 メディサ新薬株式会社代表取締役社長
取 締 役	菅 尾 英 文	弁 護 士 株式会社西松屋チェーン社外取締役
取 締 役	東 堂 な を み	医 師
常勤監査役	松 永 秀 嗣	化研生薬株式会社監査役
監 査 役	澤 井 武 清	
監 査 役	高 橋 孝 志	税 理 士
監 査 役	友 廣 隆 宣	弁 護 士

- (注) 1. 平成28年6月24日開催の第68回定時株主総会において、友廣隆宣氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
2. 平成28年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、戸谷治雅氏及び木村圭一氏は取締役を、小林俊明氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
3. 菅尾英文氏及び東堂なをみ氏は、社外取締役であります。
4. 高橋孝志氏及び友廣隆宣氏は、社外監査役であります。
5. 監査役高橋孝志氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役菅尾英文氏、社外取締役東堂なをみ氏、社外監査役高橋孝志氏及び社外監査役友廣隆宣氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役岩佐孝氏は、平成28年6月29日付で取締役常務執行役員営業本部長兼化研生薬株式会社代表取締役から取締役常務執行役員営業本部長に変更となりました。
8. 取締役小玉稔氏は、平成28年6月27日付で取締役常務執行役員管理本部長兼営業本部副本部長兼メディサ新薬株式会社専務取締役兼化研生薬株式会社取締役から取締役常務執行役員管理本部長兼営業本部副本部長兼メディサ新薬株式会社取締役兼化研生薬株式会社取締役に変更となりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分		支給人員	支給額
取	締	10名	387百万円
監	査	5	30
	合 計	15	418

(注) 1. 上記支給額には、当事業年度中に引当金として計上した次の金額を含めております。

取締役

役員賞与引当金 36百万円

- 上記報酬等の額には、平成28年6月24日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役6名に付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額17百万円（報酬としての額）を含んでおります。
- 取締役の報酬限度額は、平成23年6月23日開催の第63回定時株主総会において年額670百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。
- 監査役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第67回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
- 社外取締役2名及び社外監査役3名に対する報酬等の額は20百万円であり、上記支給額に含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役菅尾英文氏は、株式会社西松屋チェーンの社外取締役であります。なお、当社と株式会社西松屋チェーンとの間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役菅尾英文氏及び東堂なをみ氏とも当期開催された取締役会15回すべてに出席し、社外取締役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

監査役高橋孝志氏は当期開催された取締役会15回すべてに出席し、また、監査役友廣隆宣氏は平成28年6月24日の就任以降に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

ロ. 監査役会への出席状況及び発言状況

監査役高橋孝志氏は当期開催された監査役会12回すべてに出席し、また、監査役友廣隆宣氏は平成28年6月24日の就任以降に開催された監査役会10回すべてに出席し、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	45百万円
公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の報酬	6
合 計	51
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	51

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び英文連結財務諸表の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。また記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である合意された業務等を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

当社は、株主利益の最大化を図るという経営の基本方針を実現するために、外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築するとともに、公正さと透明性の高い経営を実現していくにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置づけております。

また、医療用医薬品を提供する生命関連企業として高い倫理観の維持・向上を図るため、「なによりも患者さんのために」という企業理念のもと、株主その他のステークホルダーに対して取るべき行動基準や各種社内規程に則った企業活動を進めてまいります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、「企業理念」「行動基準」のグループ全社員への浸透活動であるM1プロジェクトにおいて、全社的グループ活動・研修を実施し、役職員挙げて「企業理念」「行動基準」に則った業務運営、法令及び社内規程の遵守を徹底する。
- ロ. コンプライアンス委員会を設置し、役職員に対する教育・啓発活動等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努める。
- ハ. 「企業倫理ヘルプライン規程」の適正な運用を図り、法令等への違反行為による不祥事の防止及び早期発見、是正等を行う。
- ニ. 社長直轄の経営監査室が内部監査を実施するとともに、監査役、監査法人による厳正な監査を受け入れる。
- ホ. 社内外に対する、一貫した信頼のおける会社情報の適時・適切な開示に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 「文書管理規程」を整備し、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書その他の規程上保存すべき取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録を含む）を、定められた保存年限に従い適正に保存する。
- ロ. 「内部者取引管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に基づき、重要事実、職務上知りえた機密情報の管理に万全を期すとともに、個人情報については「個人情報保護規程」に基づきその保護に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 信頼性保証本部を責任部署として、製商品の品質・安全性に関して、GQP、GVP基準に基づいた監視を厳正に実施する。また、行政機関、国内外の研究機関及び原材料の製造業者等と密接に連携して、医薬品の品質・安全性に関する情報を的確に捉え、科学的な分析・評価に基づいて事故の未然防止のために必要な措置を迅速に講じる。
- ロ. 業務の遂行過程において生じる各種リスクの管理は、各担当部門が一義的に行い、各部門はリスク管理に関する規程・マニュアル等を整備し、リスク管理レベルの向上を図る。
- ハ. 緊急事態に対するリスクの管理に関しては、「危機管理規程」「災害BCP（事業継続計画）」等に従い、危機発生時の被害の最小化及び早期の事業活動回復を図る。
- ニ. 財務報告に係るリスクに関しては、内部統制委員会において問題提起・方針決定を行い、各部門プロセスオーナーの内部統制に係る整備・運用の統括を行うとともに、経営監査室がその評価を行う。
- ホ. 正々堂々とした業務運営、不透明取引の排除を徹底するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察等関係行政機関及び顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度で臨む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
- ロ. 取締役会は、毎月1回開催の定例取締役会及び随時開催の臨時取締役会を行う。また、毎月1回以上経営会議を開催し、重要事項に関する執行方針を審議する。
- ハ. 中期経営計画に基づく、各本部の事業計画を策定し、取締役を中心に構成される会議体において進捗管理を行う。
- ニ. 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し意思決定プロセスの明確化、迅速化を図る。
- ホ. 企業経営上の諸問題に関し、必要に応じて複数の弁護士その他の専門家から各種アドバイス等を受け、経営判断上の参考とする。

⑤ 当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団）における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ各社は、共通の「企業理念」「行動基準」に基づいて業務を運営する。
- ロ. 「関係会社管理規程」の厳正な運用に努める。
- ハ. 経営監査室による子会社監査を定期的実施する。
- ニ. 常勤監査役は、子会社の情報収集に努め、親会社との取引の適正性を監視する。

- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役が（必要時に）補助使用人を求めた場合、経営監査室メンバーが兼務して対応する。
 - ロ. 監査役から指示された補助使用人としての業務については、取締役の指揮命令系統からは独立し、監査役に属するものとする。
 - ハ. 補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、監査役は取締役に対して必要な要請を行う。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
 - ロ. 監査役は、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対しその説明を求めることができる。
 - ハ. 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、遅滞なく監査役に報告する。
 - ニ. 取締役の不正行為の通報は、グループの役職員から監査役に行うものとし、通報者が不利益な取扱いを受けないようにする。
- ⑧ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 経営監査室は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保つものとする。
 - ロ. 監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評への出席、在庫棚卸監査への立会等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。
 - ハ. 監査役会が職務の執行上必要と認める費用については、請求により会社は速やかに支払うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンス委員会を4回開催するとともに、役職員を対象に入社時研修・階層別研修や各種の啓発活動を行い、法令遵守や企業倫理の浸透とコンプライアンス意識の向上を図っております。
- ② 「情報セキュリティ管理規程」に基づいた人的・技術的・物理的情報セキュリティ対策や、eラーニングをはじめとする社員教育を実施する等、情報漏えいの防止を目的とした対策の強化を図っております。
- ③ より高いレベルに設定した自主品質基準の遵守、国内及び海外の製造工場の査察、医薬品リスク管理への対応並びに医薬品医療機器等法の遵守体制の強化を図っております。
- ④ 「危機管理規程」「災害BCP」に基づき、社員の安否確認等災害を想定した訓練の実施や災害備蓄品を全拠点に備置する等の取り組みを行っております。
- ⑤ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案し、策定した実施計画に基づいた内部統制評価を行っております。
- ⑥ 取締役会を15回開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。また、経営会議において取締役会に付議する重要事項や、月次の経営成績の分析・対策を検討しております。
- ⑦ グループ会社に対して、「企業理念」「行動基準」及び経営方針の徹底を図るとともに、日常業務を遂行する上での指導・助言を行っております。
- ⑧ 監査役会を12回開催し、監査方針・監査計画を協議決定するとともに、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査並びに法令・定款等の遵守について監査を実施しております。
- ⑨ 監査役会は会計監査人との定期的な会合、経営監査室との連携及び代表取締役との定期的な情報交換を行っております。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

当社は、昭和23年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。当社の企業価値の源泉は、ジェネリック医薬品メーカーにとって最も重要とされる3つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において、他の追随を許さないレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、医療機関・流通各社からも最高レベルの定評をいただき、毎年多品目の新製品を上市し販売しております。

当社は、当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、当社株式の大規模買付等を行おうとする者が現れた場合には、当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、当社取締役会の意見及び理由をすみやかに開示し、株主の皆様が適切に判断できるよう努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針実現のための取組み

当社は、上記の基本方針実現のために、次の3点に取り組んでまいります。

① 中期経営計画及び中長期ビジョンの達成

平成27年度から始まる3年間の中期経営計画として策定した中期経営計画「M1 TRUST 2018」及び、中長期ビジョン達成を目指し、掲げた諸施策を確実に実施することで企業価値の向上を図ります。

中期経営計画「M1 TRUST 2018」では以下の3つを基本方針としております。

- I. ジェネリック市場におけるNo.1シェアの堅持
- II. 市場の環境変化に対応した安定供給能力とコスト管理能力の強化
- III. 更なる成長に向けた新規領域の事業基盤の構築

② コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化

経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。更なる内部統制の整備強化を進め、企業価値の着実な向上に努めます。

③ 株主還元

将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につながる投資と株主還元のバランスに配慮するとともに、毎期の連結業績、配当性向、その他の株主還元策等を総合的に勘案しながら、配当性向30%を目処に、安定的かつ継続的な配当を行うことを株主還元の基本とし、株主共同の利益の継続的確保・向上を図ります。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	137,346	流動負債	54,875
現金及び預金	30,771	支払手形及び買掛金	17,290
受取手形及び売掛金	36,806	電子記録債務	5,191
電子記録債権	4,540	短期借入金	1,600
商品及び製品	31,940	未払金	17,069
仕掛品	14,260	未払法人税等	1,560
原材料及び貯蔵品	15,576	賞与引当金	2,033
繰延税金資産	3,049	役員賞与引当金	36
その他	417	返品調整引当金	48
貸倒引当金	△16	売上割戻引当金	2,220
固定資産	84,192	その他	7,823
有形固定資産	77,084	固定負債	29,063
建物及び構築物	32,396	社債	20,000
機械装置及び運搬具	27,567	長期借入金	5,263
土地	9,255	繰延税金負債	327
建設仮勘定	2,989	退職給付に係る負債	30
その他	4,876	長期預り金	2,177
無形固定資産	1,444	その他	1,263
投資その他の資産	5,662	負債合計	83,938
投資有価証券	5,070	(純資産の部)	
その他	614	株主資本	136,062
貸倒引当金	△21	資本金	27,170
		資本剰余金	27,803
		利益剰余金	87,094
		自己株式	△6,006
		その他の包括利益累計額	1,194
		その他有価証券評価差額金	1,194
		新株予約権	342
		純資産合計	137,600
資産合計	221,538	負債及び純資産合計	221,538

注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		132,428
売上原価		80,308
売上総利益		52,119
販売費及び一般管理費		31,485
営業利益		20,633
営業外収益		
受取利息及び配当金	103	
その他の	276	380
営業外費用		
支払利息	241	
その他の	214	456
経常利益		20,557
特別損失		
固定資産除却損	597	
減損損失	89	686
税金等調整前当期純利益		19,870
法人税、住民税及び事業税	4,435	
法人税等調整額	△478	3,956
当期純利益		15,914
親会社株主に帰属する当期純利益		15,914

注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	134,328	流動負債	54,758
現金及び預	28,185	買掛金	17,324
受取手形	3,237	電子記録債権	5,191
掛金	33,137	1年以内返済予定長期借入金	1,600
電子記録債権	4,274	未払費用	17,045
商品及び製品	32,464	未払法人税等	897
仕掛品	14,140	賞与引当金	1,473
原材料及び貯蔵品	15,494	役員賞与引当金	2,010
前払費用	278	役員調整引当金	36
繰延税金資産	2,786	返品戻引当金	48
その他の引当金	345	売上割戻引当金	2,220
	△16	その他	6,909
固定資産	85,183	固定負債	28,999
有形固定資産	76,714	社債	20,000
建物	31,484	長期借入金	5,263
構築物	777	繰延税金負債	294
機械及び装置	27,543	長期預り金	2,177
車両運搬具	20	その他	1,263
工具器具備品	3,598	負債合計	83,758
土地	9,029	(純資産の部)	
建設仮勘定	2,989	株主資本	134,217
その他	1,271	資本金	27,170
無形固定資産	1,444	資本剰余金	27,803
ソフトウェア	1,378	資本準備金	27,494
その他	65	その他資本剰余金	308
投資その他の資産	7,024	利益剰余金	85,250
投資有価証券	5,031	利益準備金	400
関係会社株	1,400	その他利益剰余金	84,849
その他	614	固定資産圧縮積立金	369
貸倒引当金	△21	別途積立金	26,400
		繰越利益剰余金	58,080
		自己株式	△6,006
		評価・換算差額等	1,193
		その他有価証券評価差額金	1,193
		新株予約権	342
資産合計	219,512	純資産合計	135,753
		負債及び純資産合計	219,512

注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年 4月 1日から)
(平成29年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		131,806
売 上 原 価		80,800
売 上 総 利 益		51,005
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		8
差 引 売 上 総 利 益		51,013
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		30,828
営 業 利 益		20,185
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	196	
そ の 他	302	498
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	241	
そ の 他	218	460
経 常 利 益		20,223
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	597	
減 損 損 失	89	686
税 引 前 当 期 純 利 益		19,536
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,238	
法 人 税 等 調 整 額	△451	3,787
当 期 純 利 益		15,749

注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

沢井製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原田 大 輔 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 松本 学 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、沢井製薬株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沢井製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表のⅦ.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年4月20日に、米国ジェネリック医薬品メーカーであるUpsher-Smith Laboratories, Inc.の全持分を新たに設立した、米国子会社を通じてACOVA, Inc.より取得する売買契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

沢井製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊟
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 学 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、沢井製薬株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表のⅦ.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年4月20日に、米国ジェネリック医薬品メーカーであるUpsher-Smith Laboratories, Inc.の全持分を新たに設立した、米国子会社を通じてACOVA, Inc.より取得する売買契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

沢井製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 松 永 秀 嗣 ㊟

監 査 役 澤 井 武 清 ㊟

社外監査役 高 橋 孝 志 ㊟

社外監査役 友 廣 隆 宣 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、株主の皆様に対する積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置づけたうえ、当期の業績、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案し、下記のとおり実施いたしたく存じます。

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 65円

総 額 2,396,447,040円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 さわい ひろゆき 澤井 弘行

再任

生年月日	昭和13年2月21日生	所有する当社株式の数	632,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	昭和38年4月 当社入社 昭和43年8月 当社常務取締役 昭和53年4月 当社代表取締役専務 昭和63年9月 当社代表取締役社長 平成20年6月 当社代表取締役会長 現在に至る		
取締役候補者の選任理由	澤井弘行氏は、永年日本のジェネリック医薬品の普及啓発に努めるなどジェネリック医薬品事業に精通しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	澤井弘行氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

2 さわい みつお 澤井 光郎

再任

生年月日	昭和31年9月28日生	所有する当社株式の数	948,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	昭和64年1月 当社入社 平成12年6月 当社取締役営業本部副本部長兼営業企画部長 平成14年6月 当社常務取締役営業本部長兼営業企画部長 平成17年6月 当社専務取締役営業本部長 平成20年6月 当社代表取締役社長 現在に至る		
取締役候補者の選任理由	澤井光郎氏は、ジェネリック医薬品事業に精通しており、当社グループの企業価値の持続的向上を牽引する者として、その実績、能力、経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	澤井光郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

3 さわい けんぞう 澤井 健造

再任

生年月日	昭和43年 5月26日生	所有する当社株式の数	854,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	平成 7年 4月 住友製薬株式会社（現大日本住友製薬株式会社）入社 平成13年 4月 当社入社 平成22年 6月 当社取締役戦略企画部長 平成25年 6月 当社取締役常務執行役員戦略企画部長兼営業本部副本部長 現在に至る		
取締役候補者の選任理由	澤井健造氏は、ジェネリック医薬品事業に精通しており、当社グループの中期的成長への戦略策定力と実行力を有する者として、その実績と能力が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	澤井健造氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

4 いわさ たかし 岩佐 孝

再任

生年月日	昭和27年 7月 9日生	所有する当社株式の数	9,600株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	昭和54年 4月 当社入社 平成 6年 6月 当社取締役経営企画室長 平成10年 6月 メディサ新薬株式会社代表取締役社長 平成14年 6月 当社常務取締役経営企画部長 平成20年 1月 当社常務取締役営業本部長 平成24年 6月 化研生薬株式会社代表取締役社長 平成25年 6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 現在に至る		
取締役候補者の選任理由	岩佐孝氏は、経営企画や営業部門等、当社のジェネリック医薬品事業に関して豊富な業務経験を有しており、その実績と経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	岩佐孝氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

5 こだま みのる 小玉 稔

再任

生年月日	昭和28年 9月 8日生	所有する当社株式の数	8,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>昭和51年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 平成18年 5月 当社入社 平成19年 6月 化研生薬株式会社取締役 現在に至る 平成19年 6月 当社取締役経営企画部長 平成20年 6月 メディサ新薬株式会社取締役 現在に至る 平成24年 6月 当社常務取締役管理本部長兼営業本部副本部長 平成25年 6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼営業本部副本部長 現在に至る</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>小玉稔氏は、金融機関での豊富な経験から、財務に関する高度な専門性と経営に関する高い見識を有しており、その専門性と見識が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。</p>		
特別の利害関係	<p>小玉稔氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

6 てらしま とおる 寺島 徹

新任

生年月日	昭和34年 8月 7日生	所有する当社株式の数	100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>昭和59年 4月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社） 入社 昭和59年10月 住友製薬株式会社（現大日本住友製薬株式会社） 入社 平成28年 1月 当社入社 平成28年 6月 当社執行役員信頼性保証本部長 現在に至る</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>寺島徹氏は、医薬品の研究開発・生産・薬事等に関して豊富な知識と業務経験を有しており、その専門性と経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。</p>		
特別の利害関係	<p>寺島徹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

生年月日	昭和22年 8月31日生	所有する当社株式の数	2,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	昭和54年 4月 弁護士登録 昭和57年 6月 菅尾法律事務所開設 現在に至る 平成 6年 5月 株式会社西松屋チェーン社外取締役 現在に至る 平成19年 6月 当社監査役 平成24年 6月 当社取締役 現在に至る		
社外取締役候補者の選任理由	菅尾英文氏は、弁護士活動に加え、他の上場会社社外取締役や当社社外監査役等、豊富な専門知識や経験等を有しており、引き続き独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
特別の利害関係	菅尾英文氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 菅尾英文氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は5年であり、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
2. 当社は菅尾英文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8 とうどう 東堂 なをみ

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

生年月日	昭和34年 9月17日生	所有する当社株式の数	一 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	昭和59年 6月 医師免許取得 昭和59年 7月 大阪大学医学部附属病院勤務 昭和62年 7月 一般財団法人大阪府警察協会大阪警察病院勤務 平成 2年 7月 公益財団法人日本生命済生会付属日生病院勤務 平成14年 1月 大阪鉄商健康保険組合健康管理室勤務 現在に至る 平成19年 1月 日本医師会認定産業医資格取得 平成27年 6月 当社取締役 現在に至る		
社外取締役候補者の選任理由	東堂なをみ氏は、医師としての豊富な専門知識や経験等を有しており、引き続き独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
特別の利害関係	東堂なをみ氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 東堂なをみ氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
2. 当社は東堂なをみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役高橋孝志氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ひらの じゅんいち
平野 潤一

社外監査役候補者

独立役員候補者

新任

生年月日	昭和30年4月28日生	所有する当社株式の数	一株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	平成25年7月 大阪国税局調査第二部調査総括課長 平成26年7月 東淀川税務署長 平成27年7月 姫路税務署長 平成28年8月 税理士事務所開設 現在に至る		
社外監査役候補者の選任理由	平野潤一氏は、姫路税務署長を経て税理士事務所を開設され、永年関わった経験から財務及び会計に関して相当程度の知見を有しており、独立した立場からの有用な助言や監査を受けられるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
特別の利害関係	平野潤一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 平野潤一氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 平野潤一氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

【議決権行使についてのご案内】

郵送により議決権を行使する場合のお手続きについて

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成29年6月26日（月曜日）午後5時20分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効といたしますが、同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

■三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

電話 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

●機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

株主総会会場のご案内図

場所 大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
当社本社・研究所10階ホール
TEL 06-6105-5711

交通機関

- 東三国駅（地下鉄御堂筋線）下車 5番出口より徒歩約2分
- 新大阪駅（JR、地下鉄御堂筋線）下車 徒歩約10分
- 東淀川駅（JR東海道本線（京都線））下車 西口より徒歩約8分
- 大阪駅よりタクシー乗車（約10分）

